

千葉県弁護士会と災害時の法律相談等に関する協定を締結します

千葉市と千葉県弁護士会は、災害時における被災者支援を目的とした法律相談等の支援協力に関する協定を締結しますので、お知らせします。

また、同協定の締結式を行いますので、併せてお知らせします。

1 趣旨

地震、風水害、その他の自然災害などが発生したときに、千葉県弁護士会が被災者支援のために行う法律相談等を円滑かつ適切に実施するために協定を締結するもの。

2 概要

(1) 法律相談等の内容

本市の要請に基づき、弁護士による被災者向けの法律相談やその他の困りごと相談について、千葉県弁護士会が無償で実施。

(2) 実施方法

電話相談及び面談相談のほか、区役所や避難所などに弁護士を派遣して実施する出張相談など。

3 協定締結式

(1) 日時

令和2年10月2日（金）9：15～9：30

(2) 場所

市役所3階 市長応接室

(3) 出席者

千葉県弁護士会 会長 きんだ のりゆき 眞田 範行 様
千葉市長 熊谷 俊人

4 添付資料

災害時の法律相談等に関する協定書